

令和6年（行ウ）第27号 診療報酬請求事件

原告 藤巻 拓郎

被告 社会保険診療報酬支払基金

東京地方裁判所 民事第2部合議D c 係 御中

令和7年3月13日

〒112-0006 東京都文京区小日向4-4-3-102

原告 藤巻 拓郎 印

上 申 書

新聞報道（日経新聞令和7年1月30日）によれば、厚生労働省が被告の名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更する方針であり、本年の通常国会で関連法の改正案を提出する見込みであるようです。

原告としては、確定判決等の及ぶ者の範囲（民事訴訟法115条1項1号）に関係して、これが法人格の同一性を保ったままの単なる名称の変更であるのか、被告が別法人となり法人格を異にするとして判決の効力が及ばなくなる可能性があるのか否かについて危惧をしております。被告の度重なる書面不提出ならびに書面提出期限不遵守が、法人格の変更を見据えた時間稼ぎである可能性も否定できないと思われます。

そこで、裁判所におかれましては、これ以上被告の不誠実な訴訟態度を許すことなく早期に実質的審理を進めていただけますよう、お願い申し上げます。

以上